

Ⅰ 序 論

田無市は江戸時代から青梅街道の宿場町として、そして北多摩地区の人々の生活を支える商業の拠点として栄えてきました。また保谷市は、江戸時代、幕府の開墾対策の一環として新田開発された農村から、その後の都市化の進展と住宅開発により現在は住まいのまちとなりました。

保谷市が田無市を包み込むような地形をしているという特殊性により、通勤、通学、買物など両市民の日常的な生活行動は行政区域を越え、また市民間の交流も活発になされており、この地域はすでに一体的な生活圏を構成しています。

両市の合併問題については、古くは明治 23 年頃にありましたが、昭和に入ってから、昭和 29 年に「町村合併促進法」に基づく「東京都町村合併計画」の策定に関し、都知事からの諮問に対し「1 市 3 町合併」(武蔵野市、保谷町、田無町、小金井町)を要望する旨の答申を行ったのが最初で、その後、昭和 38 年、昭和 40 年に合併論議が活発化したものの合併には至りませんでした。

しかしながら、少子高齢社会や地方分権などの社会環境の変化への対応から、改めて合併の必要性が論じられるようになり、平成 10 年 2 月、任意の合併協議会である「田無市・保谷市合併推進協議会」を設立し、合併に関する様々な協議を重ね、田無市・保谷市新市将来構想を策定しました。

1 合併の必要性

(1) 社会潮流から見た合併の必要性

地方分権と合併の必要性

地方分権とは、自治体の自主性、自立性を尊重し、地域住民の自己決定権を拡充していくことです。

自治体の能力の違いが、地域の行政サービスの差や活力などに直接的に影響することが予想されます。また、権限移譲が進展するにつれ市の事務量は増加し、さらに新しい分野での事務の発生により専門的な判断機会の増加なども予想されます。

このため、合併により権限の移譲に対応した要員の確保、専門的人材の育成などを図り、組織体制を整える必要があります。

高齢化と合併の必要性

高齢化の進展は、福祉や医療面での行政需要を増大させるものと予想されます。

介護等に関わるマンパワーの確保、高齢者単独世帯への生活支援の拡充、救急医療体制の拡充、専門的な人材確保などが求めら

れるとともに、予防医学や高齢者への生きがいづくりが一層重要になっていきます。将来の人口構成を展望すれば、市民の約4分の1を占める高齢者に対して適切な行政サービスを提供できるように、体制や仕組みを整備していくことが必要です。こうした高齢社会に両市が対応するためには、行政のスケールメリットを生み出したり、地形的にも効率的な行政区域を得ることが必要です。

年少人口、生産年齢人口の減少と合併の必要性

年少人口の減少は、教育施設の統廃合や学区などに関して再検討を促すものです。年少人口の減少速度に地域格差が見られたり、各学区の交通安全性が変化するため、将来の年少人口や道路計画などを地域ごとに検討し、一層適正な教育環境を提供することが必要となります。こうした問題解決のためには、両市が合併して市民ニーズにかなった教育施設等の再編を実施することが必要であり、また、ゆとりある授業の実現、情報化社会に対応した教育実施のためにも、合併による人的資源や施設上の資源を活用して、高水準の教育環境を提供することが重要です。

一方、生産年齢人口の減少は、市民税や地域の消費量の減少等が危惧され、財政的にも地域経済的にも活力低下の要因となるものです。こうした潮流に対応するには、転入者や買い物客が増加するように、魅力あるまちづくりが一層重要となり、独自の施策を展開することが必要となります。利便性が高く快適で住みやすいまちづくり、子育てしやすいまちづくりなどが重要となり、際立つような施策を実現するには、単独都市よりも両市が合併し、独自の事業を強力に実施できるような財政基盤を強化することが必要です。

変化の時代と合併の必要性

環境問題や高度情報化社会などこれからの時代の変化に伴う行政ニーズの多様化、高度化、複雑化に適切に対処して行くためには、格別の財政基盤の強化、専門的職員の育成、職員の弾力的配置、効率的な公共施設の活用などの総合的な行財政力の強化が不可欠です。

(2) 地域特性からの合併の必要性

地域間競争と合併の必要性

これからの時代は、地域間競争が一層進むことが予想されます。面積的にも人口規模的にも比較的の小規模な両市が、こうした時代に適切に対応していくためには、規模を拡大してスケールメリ

ットを活用し競争力を強化することが必要です。

地形的特性からの合併の必要性

保谷市の市域の形状は、凹型形状をしており、公共施設の配置やサービスの提供が非効率になってしまう課題を抱えています。

市域形状によってもたらされている課題をなくし、利便性の高いまちを実現するためには、両市が合併して地域が一体的になる必要があります。

2 計画策定の方針

新市建設の基本方針は、21世紀を展望した長期的視野にたつものとしします。

(1) 計画の趣旨

本計画は、新市のまちづくりを進めていくための基本方針を定め、これに基づく建設計画を策定し、その実現により両市地域の発展と住民福祉の向上を図るための方策を示すものです。

また、市民参加による21世紀フォーラムを通じて策定した新市将来構想の精神を受け継ぎ、

「21世紀を拓き 緑と活気にあふれ 一人ひとりが輝くまち」をまちづくりの基本理念とします。

なお、詳細かつ具体的内容については、新市において策定する基本構想及び基本計画等に委ねるものとしします。

(2) 計画の構成

本計画は、新市のまちづくりを進めていくための「新市建設の基本方針」、その基本方針の実現に向けた「新市の施策」、計画期間中の財政状況を推計した「財政計画」を中心として構成しています。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、平成13年度から平成22年度までの10か年とします。

(4) 行財政運営の方針

新市の財政計画については、地方交付税、国及び東京都の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、健全に財政運営を行うことを基本としています。また、行政運営に支障のない範囲で職員定数の削減及び適正配置を図りながら組織の効率化に努めるものとしします。

なお、新たな公共施設を設置する際は、財政運営の健全化を図る観点から、既存施設の統廃合から生み出される資源を最大限に活用するとともに、維持管理経費の低コスト化にも十分留意します。